

記載要領等

医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 9 第 1 項又は第 70 条の 7 の 12 第 1 項の適用を受ける人（第 70 条の 7 の 11 第 1 項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第 70 条の 7 の 9 第 11 項又は第 70 条の 7 の 12 第 11 項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《記載要領等》

1 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

- (1) ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）附則様式第 7）の提出年月日を記入します。
- (2) ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- (3) ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。
- (4) ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区分		書類
(1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
(2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の 2 の⑥欄（i）の金額

2 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

- (1) 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について
 - イ ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - ロ ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- (2) 「2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算」について
 - イ ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。
 - ロ ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
 なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。
 - ハ ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける贈与税・相続税額」欄（B）に転記します。

＜医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 記載要領等＞

《添付書類》

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

区分		書類	
(1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時点における医療法人の出資者名簿の写し
(2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拋出型医療法人の基金として拋出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時点における医療法人の出資者名簿の写し
		3	基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第 54 条の 9 第 3 項又は医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）による改正前の医療法第 50 条第 1 項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ (2)の場合には、「基金拋出型医療法人へ基金を拋出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拋出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。